

かつらぎ町と日本生命保険相互会社和歌山支社との包括連携に関する協定書

かつらぎ町（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社和歌山支社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下、「協定」という。）を締結する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携することにより、双方が有する人的・物的資源を有効に活用して、住民の福祉の向上、地域の活性化等を図ることを目的とする。

令和5年8月31日

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力して取り組むものとする。

- (1) 健康増進・疾病予防に関すること
- (2) 高齢者の介護・生きがいに関すること
- (3) 児童及び青少年の健全育成・スポーツ振興に関すること
- (4) 産業振興・地域経済の活性化に関すること
- (5) 環境保全に関すること
- (6) 防災、災害対策に関すること
- (7) 町政等の情報発信に関すること
- (8) その他、甲及び乙が必要と認める事項

2 甲及び乙は、この協定に基づく相互の連携を円滑に推進するため、定期的な協議に努め、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（甲）和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160

かつらぎ町長 

（乙）和歌山県和歌山市八番丁11

日本生命八番丁ビル9F
日本生命保険相互会社和歌山支社

支社長



（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から改廃の申し出がないときは、有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき取り扱う個人情報及び知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従い、適正に管理しなければならない。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。